

令和 7 年 第 9 回

# 印西市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 12 日 (金)

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第9号

令和7年第9回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年9月5日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

1 期 日 令和7年9月12日（金）

2 時 間 午後2時

3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

## 令和7年第9回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月12日（金）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地承認取消申出について

日程第 6 質問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）  
に対する意見について

日程第 7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第 8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分について

日程第 9 報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第10 第2小委員会委員長からの報告について

### 出席委員（25名）

#### 農業委員

1番	大 久 保	優	2番	石 井	光	一
3番	小 川 憲	通	4番	五 十 嵐	義	弘
5番	米 井 紗	恵	6番	武 藤		悟
7番	岩 井 猛	和	8番	山 崎	幸	雄
9番	森 田 文	雄	10番	伊 藤		英
11番	篠 田 道	雄				

#### 農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石 橋 孝	雄	第1担当区域	小 川 幹	雄
第2担当区域	齋 藤 信	一	第2担当区域	湯 浅 静	夫

第3担当区域	宮	嶋	茂	第3担当区域	渡	邊	勝	久	
第4担当区域	芝	倉	和	夫	第4担当区域	宮	内	弘	行
第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第6担当区域	河	村	錦	一	第6担当区域	塩	澤	幸	雄
第7担当区域	押	田	正	光	第7担当区域	富	岡	義	一

欠席委員（1名）

第5担当区域 中 村 夏 子

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係	長	颯	佐	学
係	長	内	藤	勝	弘				

## ◎開 会

(午後 2 時 00 分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は14名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。

---

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

---

## ◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、8番、山崎委員、9番、森田委員を指名します。

---

## ◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

内藤係長。

事務局 それでは、令和7年第8回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目を御覧ください。

8月7日木曜日、令和7年第8回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び13名の推進委員、事務局からは事務局長の武藤ほか2名の職員が出席しております。

同日、法務局照会に係る現地確認を別所地先で実施し、伊藤農業委員、小川推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページを御覧ください。法務局に対し8月13日付で非農地と確認した旨、回答しております。

同日、同じく、法務局照会に係る現地確認を草深地先2か所で実施し、齋藤推進委員、湯浅推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙の回答書、2ページと3ページを御覧ください。法務局に対し2件とも8月13日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、8月8日金曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、8月20日水曜日、法務局照会に係る現地確認を船尾地先で実施し、齋藤推進委員、湯浅推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の4ページを御覧ください。法務局に対し8月22日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、8月27日水曜日、令和7年度千葉県女性農業委員の会印旛・香取地区女性農業委員・推進委員ブロック別研修会が佐倉草ぶえの丘で開催され、米井農業委員、中村推進委員、小倉主査が出席しております。

次に、9月5日金曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第2小委員会、山崎委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請3件、5条申請6件、農地承認取消申出1件、工事完了報告3件でございます。

次に、9月10日水曜日、常設審議委員会（第1）現地調査が八千代市で開催され、篠田会長が出席しております。使用貸借権、一時転用に伴う土砂等の利用による農地造成について事業計画の概要、現地確認、地域への影響等について調査しております。

会務の報告については以上でございます。

議長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

#### 【議案第1号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号1番について、事前審査報告を行います。

資料の1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためであります。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、5ページを御覧ください。

土地選定理由は、自分の農地の隣、また、自宅が隣ということです。

年間作付計画ですが、作付時期は4月から10月、作目は野菜類、農作業従事延べ日数は約100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

芝倉委員 謙受人立会いの上で現場を見ましたけれども、作付について何ら問題ないと思います。

以上です。

議 長 続いて、宮内委員。

宮内委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

資料の7ページになります。農地の所有権移転の申請でございます。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためです。

契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、土地の選定理由は自作地及び自宅から近いためです。

年間作付計画、作付時期につきましては、4月から12月、作目は、枝豆、大根、ネギ等でございます。

農作業従事日数は、100日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

**大久保委員** 1番、大久保です。議案第1号3番について事前審査報告を行います。

資料の13ページを御覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。農地の所有権の移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。

契約内容は、売買です。売買金額は、記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、17ページの営農計画書を御覧ください。土地選定理由は、申請地が自作の農地に隣接していることから選定しました。

年間作付計画は、作付時期、3月から9月、作目はジャガイモ及び栗、従事日数は100日から150日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号に該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の斎藤委員。

**斎藤委員** 問題ないと思います。

**議長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 問題ございません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

---

### ◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

#### 【議案第2号について説明】

事務局 以上6件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号1番について事前審査報告を行います。

資料の19ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、建築条件付売買予定地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅21棟への転用です。

転用の時期は、着手予定、許可翌日から完了予定、令和8年8月31日です。

施設の概要は、専用住宅プランAからL、計12プランです。

26ページの事業計画書を御覧ください。計画施設の内容は、本事業は分譲住宅21区画となります。現状の地盤レベルより最大切土0.21メートル、最大盛土0.71メートルにて室内処理をします。隣地境界線にブロックを設置します。外部からの土砂搬入あり、市との協議により開発行為許可及び農地法許可後に届出が必要となります。盛土規制法はみなし許可となります。

土地選定の理由、譲渡人から諸般の理由により農地としての利用をやめることとした。近隣に住宅が立ち並んでおり、病院や大型商業施設、学校があり、分譲住宅地として最適な土地と判断しました。

地目別面積、用排水計画、隣接地所有者への説明等は記載のとおりです。

他法令については、進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことをご報告します。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 現地の周りは既に住宅地であり、何ら問題ないと思います。

議長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ございません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。今回の分譲の件とは直接関係ないのですが、この前、現地視察を行ったときに、あの隣、掩体壕って、今こここの図面にも書いてあります。掩体壕というのあるのですが、そこ、そういうところの土地というのは所有者は誰になるのでしょうか。

議長 では、事務局、ちょっと。

事務局 一応地目が雑種地で、所有は印西市ということになっていますね。

山崎委員 市の所有なのですか、ここは。

事務局 はい、ここについては。

山崎委員 了解です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

**石井委員** 2番、石井です。議案第2号2番について、事前審査報告を行います。

資料の43ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、車両置場への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用の時期ですが、着手時期は許可日翌日、完了予定は令和7年12月31日です。

施設の概要は、車両置場10台です。

資料の48ページを御覧ください。事業計画書です。計画施設内容ですが、理由は、板金塗装の完成した中古車両の保管、展示を行う場所として活用します。

造成計画ですが、敷地全体に砂利を敷設。場内処理といたします。北側出入口にはコンクリート板柵を設置します。市道側にアルミ格子フェンス、その他には鋼板張りの囲いといたします。

土地選定理由ですが、申請者の事業所から至近距離にあり、車両の往来の多い市道にも面していて、車両の展示場所には最適であるとのことです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全部そろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

**芝倉委員** また、この地域、結構こういう議案が多くなっていて、何か推進委員として残念な気持ちなのですけれども。地権者が、この周辺も何か担い手が少なくて、もう太陽光であるとか、農地を転用しているので、やむ得ないと思います。特に問題ありません。

以上です。

**議長** 続いて、宮内委員。

**宮内委員** 非常に印西市内のこの車両置場とかヤードの現況見ると、はい、分かりましたとも言いづらいのですが。ただ、やはり今芝倉委員の言われたとおり、許可せざるを得ないだろうと。ただ、印西市内にヤードが増えていて、もうこれは数年前から言われていることで、

佐倉、千葉、八千代、成田のほうから、どんどん印西市にヤード造るために来るからねということは、車の関係者に言われた。そしたら、ここ近年非常に多くなって、まだまだ増えると思います。取りあえず耕作放棄地になるようなところなので、現況からすると、今のそのヤードに対する許認可だとか、そういうものの現状を踏まえると問題がないと、問題はありませんと言わざるを得ないと思います。芝倉委員と同意見です。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第2号2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第2号3番について、事前審査報告を行います。

資料57ページを御覧ください。農地の転用を伴う使用貸借権の設定でございます。

転用目的は、住宅用地への転用でございます。本計画地は、第2種農地となっております。

転用計画につきましては、専用住宅1棟への転用でございます。

転用の時期は、着工予定が許可日翌日、完了予定が令和8年3月31日でございます。

続きまして、事業計画書を御覧ください。事業計画書は、60ページとなります。土地計画施設内容でございますが、実家に隣接する母親の土地を借りることができたため自分の専用住宅、居住住宅を1棟建築することとなりました。

土地選定理由でございますが、予算や利便性を考えた上で土地が見つからなかったので、実家の隣接する母の所有の土地を借りることができたということで選定をいたしました。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令について、他法令進捗状況一覧表のとおりでございます。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対して聞き取り審査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第3担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第3担当区域の宮嶋委員。

宮嶋委員 問題ありません。

議 長 続いて、渡邊委員。

渡邊委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号3番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号3番は、許可相当とすることに決定しました。

ここでちょっと10分ほど休憩したいと思います。

事務局 3時15分まで休憩としたいと思います。

(午後3時05分)

---

議 長 それでは、再開いたします。

(午後3時17分)

---

議 長 議案第2号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第2号4番について、事前審査報告を行います。

資料の65ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権の移転申請でございます。

転用目的は、中古車自動車車両置場への転用でございます。本計画地は、第2種農地とな

っています。

転用計画につきましては、車両置場用用地への転用でございます。

転用の時期は、着手予定、令和7年許可後、完了予定は許可後3か月。

施設の概要、70ページ、71ページを御覧ください。車両が21台。

事業計画書、68ページを御覧ください。計画施設内容、譲受人は個人事業として中古車販売業を営んでおりますが、近年の業務拡大に伴い、取扱い車両の増加により保管スペースが慢性的に不足しております。現在は、他法人が所有する敷地の一部を車両置場として使用しておりますが、配置や収容台数に制限があるため、業務運営に支障を来している状況でございます。また、主要取引先に5台ほどの仮置き車両があります。本申請地は、自ら管理下において全体を効率的に活用できる専用地として整備することで、安定的かつ安全な車両保管が可能となります。現状は、一部やむ得ず近隣敷地に臨時仮置きをお願いしていることもあります。交通の妨げや周辺環境の影響が懸念されます。本計画により、その解消が図られると見込まれます。本申請地は、長年耕作が行われておらず、雑草が繁茂するなど農地として利用実態がなく、今後、耕作の見込みも低いと判断されます。整備に当たっては、表土を軽く整地し、碎石を敷設するなど簡易な造成を行い、前面道路との高低差がある出入口はコンクリート舗装によりスロープを設け、安全な進入路とします。建築物の設置や大規模な埋立て等は予定しておりません。盛土規制法には該当しません。

土地の選定理由、現在の車両置場は借地であり、契約上の制約や保管スペースの狭さにより将来的に継続使用が困難な状態です。加えて作業置場が不足しており、業務効率や安全性にも課題があります。申請地は、自宅や主要取引先から至近距離にあり、日常業務の動線上に位置するなど、業務の効率向上、安全性の面で最も適しています。近隣にはホームセンターもあり、必要資材の調達も容易な環境です。他の候補地も検討しましたが、立地、面積、コストのいずれにおいても本申請地以上に適する土地は見つからず、実用上、最も現実的かつ合理的な選定と言えるため、当該地の転用を申請するものです。

面積、以下は記載のとおりであります。

事前審査における変更点としましては、一番下の欄に書いてある、高さ2メートルの安全鋼板というところを1メーター50のブロック、フェンスで行うということに変更されました。

他法令については、一覧表のとおりでございます。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題がないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、推進委員の意見がありましたらお願ひします。

第1担当区域の石橋委員。

**石橋委員** 先ほどの皆さんの意見があるように、農地としては多分問題ない。ただ、周り農地ですけれども、全部畑で、例えば油の流出とか、液の流出とかがあると問題かなと思うですけれども。これ、事業計画のところ見ると、中古車両を保管するだけということになっているのですけれども、さっきみたいにヤードみたいなことやられるのですかね。ちょっと分からぬのですけれども、その辺が。ああいうことやると、ちょっと農地に対して問題があるかなとは思うのですけれども。今の状態だったら、特に問題ないかなと思うのですけれども。

**議長** 続いて、小川委員の意見をお願いします。

**小川（幹）委員** 自動車、ただ売るだけなら問題ないと思います。

**議長** 実は、この案件についていろいろ議論したのですよ、審査会において。それで、一番の問題は、あそこの道路とあの場所は高低差があって交通問題とか、止めてしまう。だから、この間、伊藤委員に言って、地元の委員として何かあっても困るから、一応当事者とこういうちょっと文書をまとめたのです。双方に何かあっても困るから。だから、全てにおいて対応するということで。問題は、あそこの住んでいる人のすぐ後ろだから、あの人が一番重要視してやらなくてはいけないことなんだ。伊藤委員は全部言って、当事者と申請者といて、三者でいろいろ協議した結果、この際文書で提出してもらいました。

**伊藤委員** 先ほどヤードの件で、お二方、話ししていましたけれども、印西市もかなり増えているという話がありましたが、やはりこの土地の600年、800年続く地域のため、やはりあまり環境に合わないようなものはまずいというようなことでちょっと話をして、ここにも差し替えの文がありますけれども、まず環境問題であります。周りのフェンスが、当初は3メーターの鋼板で囲うというようなことになっていまして、それだと、どこかにあるヤードとまるっきり同じ状況で非常に環境がよくないということで、その辺ちょっと訂正していただいて、あとは今言ったように後ろに民家、まだ、これも二、三年ぐらいで引っ越された方が今いるのです。一番大切なのは、その人がどういうふうな気持ちでいるかということで、その人とも話し合ってくださいということで、今、会長言われたように、あとで誓約書書い

て、お互いに納得するような。それで、周りをやはり鋼板で囲うと、中で何やっているか分からぬ。そのためにも、ある程度ブロックで、一般的なフェンスで中を見るような形にして、そうすれば、ある程度我々も、それ見たときにまずいではないかとか、いろいろ意見できますから、そういう面でちょっとそういう面を是正していただいたということで、この申請者の人も了解いたしましたと。何かあつたら、また聞いてくださいということで、お互い納得した、合意して、これ審議しました。

以上です。

議 長 ご苦労さまでした。ということで、ほかに意見ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号4番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号4番は許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号5番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

3番、小川委員。

小川（憲）委員 3番、小川です。議案第2号5番について、事前審査報告を行います。

資料の77ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電システムの設置への転用です。本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電用地への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年10月1日、完了予定、令和7年12月26日です。

施設の概要は、太陽光パネル132枚、パワーコンディショナー、9台です。

84ページの事業計画を御覧いただきたいと思いますが、売電単価は記載のとおりで、他法令についても、進捗について一覧表のとおりとされている状況です。

土地選定理由は、管理困難物件であり、太陽発電を行うに当たり、日照時間が長く発電条件がよい本申請地を譲り受けることができたためということです。

地目、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありまし  
たらお願ひします。

第1担当区域の石橋委員。

**石橋委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、小川委員。

**小川(幹)委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号5番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第2号5番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号6番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

**山崎委員** 8番、山崎です。議案第2号6番について、事前審査報告を行います。

資料の93ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請でございます。

転用目的は、太陽光発電設備の設置への転用です。本計画地は、第2種農地となってお  
ります。

転用計画につきましては、太陽光発電施設、パネル476枚への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和8年1月6日、完了予定、令和8年5月31日となっております。

引き続きまして、事業計画書を御覧ください。事業計画書は、100ページと101ページ。

計画施設内容でございますが、記載のとおりでございます。

また、土地選定理由につきましても、記載のとおりでございます。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。

書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありまし  
たらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号6番は、許可相当とすることに決定しました。

---

### ◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 農地承認取消申出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお願いいたします。議案第3号 農地承認取消申出についてでございます。

【議案第3号について説明】

**事務局** 以上1件でございます。

**議長** 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

3番、小川委員。

**小川（憲）委員** 3番、小川です。議案第3号1番、農地承認取消申出について説明いたします。

総会資料の109ページを御覧ください。申請理由につきましては、弊社は令和6年10月に当該土地2筆を前土地所有者である記載の方より購入いたしました。登記地目が山林であったため購入前に農業委員会の台帳記載が農地であるかの確認を失念しておりました。売買契約と同時に法務局への所有権移転登記申請を行い登記が完了しました。その後、記載の方より当該土地を更地のまま借地したい旨の申出があり、令和7年6月より貸借開始しております。都市計画課の申請などが関わらない単純な借地であったとの登記手続の段階で法務局より指導がなかったため、気づかず現在に至ってしまい申し訳ありませんでした。以後このようなことがないよう気をつけますとのことです。

事前審査会におきまして申請地を確認し、書類により審査を実施いたしました。周辺の農地にも影響がなく、農地登録を取り消すことについて問題がないと判断いたしました。

以上でございます。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の斎藤委員。

**斎藤委員** 問題ないと思います。

**議長** 続いて、湯浅委員。

**湯浅委員** 私からは、ちょっとどうなのかなということで。ここは営農代替地ということで農地として配分を受けたところということは、この職業の方、不動産屋さんってご存じだったのではないかなって思われる所以、それを知らなかつたということで、山林だからという理

由はいいのかという、ニュータウンの関係で山林だった場所を農地として受けた話だったの  
で、結局こういう場合でこういう形の始末書みたいな形を出せば許していただけるのであれ  
ば、私も該当する農地はあるので、そういうやり方は。でも、きちんと農地台帳への登録を  
認めて対応しているので、それは問題ないと。

**議 長** 議論の場としていろんな意見あるから、これは議論だから必要なのだよな。

そういうことで、ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、举手をもって番号と名前をお願いします。

質疑はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、農地承認取消をすることに賛成の委員の举手を求めます。

(举手全員)

**議 長** 举手全員でございます。

議案第3号1番は承認取消とすることに決定しました。

---

### ◎ 諒問第1号

**議 長** 日程第6、諒問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）

に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の6ページをお願いいたします。諒問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を求めるものでございます。

#### 【諒問第1号について説明】

**事務局** 以上2件でございます。

**議 長** 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

諮問第1号について、意見なしと答申することに決定しました。

---

#### ◎報告事項

議長 日程第7、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の10ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上2件でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第8、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の13ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の14ページをお願いいたします。報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

【報告第3号について説明】

事務局 以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、第2小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第2小委員会、山崎委員長より報告をお願いします。

山崎委員 8番、山崎です。第2小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年9月5日、第2小委員会において、工事完了報告3件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

---

◎閉会

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第9回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時52分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年9月12日

議長 篠田道雄

署名委員 8番 山崎幸雄

署名委員 9番 森田文雄